

別記様式 1

会 議 概 要 書

審 議 会 等 の 名 称	令和 6 年度 第 2 回磐田市入札監視委員会																			
担 当 部 課 名	総務部 総務課																			
会 議 の 開 催 日 時	令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 1 時 26 分～午後 3 時 00 分																			
会 議 の 開 催 場 所	磐田市役所 西庁舎 3 階 特別会議室																			
出 席 者	【出席委員】 委員長 堀川 知廣（静岡産業大学 学長） 委員 阿部 卓実（弁護士） 委員 鎌田 将行（公認会計士） 委員 深田 研典（自治会連合会 会長） 委員 平谷 均（磐田商工会議所 専務理事） 【事務局】 総務課長、総務課長補佐、総務課主査 1 名、総務課主事 1 名 【抽出案件説明担当課】 契約検査課長、契約検査課長補佐、契約検査課主任 1 名																			
議 題	1 発注工事に係る入札方式別の概要について 2 抽出事案の審議について																			
配 付 資 料 等 の 件 名	・発注工事総括表 ・入札方式別発注工事一覧表 ・抽出事案説明書																			
審 議 の 状 況	・令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日までに市が発注した 183 件の工事等に係る入札等契約手続きの運用状況報告 ・抽出案件 5 件についての審議																			
抽 出 事 案	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>工事名</th><th>入札等方式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>豊田東小学校普通教室棟トイレ改修工事</td><td>制限付き一般競争入札</td></tr> <tr> <td>2</td><td>市営小島団地解体工事</td><td>制限付き一般競争入札</td></tr> <tr> <td>3</td><td>磐田南小学校特別教室棟トイレ改修工事</td><td>制限付き一般競争入札</td></tr> <tr> <td>4</td><td>磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場照明 LED 化工事</td><td>制限付き一般競争入札</td></tr> <tr> <td>5</td><td>中遠広域粗大ごみ処理施設修繕（長寿命化・定期）工事</td><td>随意契約</td></tr> </tbody> </table>		No.	工事名	入札等方式	1	豊田東小学校普通教室棟トイレ改修工事	制限付き一般競争入札	2	市営小島団地解体工事	制限付き一般競争入札	3	磐田南小学校特別教室棟トイレ改修工事	制限付き一般競争入札	4	磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場照明 LED 化工事	制限付き一般競争入札	5	中遠広域粗大ごみ処理施設修繕（長寿命化・定期）工事	随意契約
No.	工事名	入札等方式																		
1	豊田東小学校普通教室棟トイレ改修工事	制限付き一般競争入札																		
2	市営小島団地解体工事	制限付き一般競争入札																		
3	磐田南小学校特別教室棟トイレ改修工事	制限付き一般競争入札																		
4	磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場照明 LED 化工事	制限付き一般競争入札																		
5	中遠広域粗大ごみ処理施設修繕（長寿命化・定期）工事	随意契約																		
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	別紙のとおり																			

はじめに	
質問	回答
Q1 基準外で総合評価落札方式を年間2件行うと「令和6年度の建設工事及び建設業関連業務委託の入札及び契約方針について」に記載があった。今回の対象工事の中では、「公共下水道単独1号管渠工事(磐田工区)」が該当していると考ええる。もう1件についてはどのような状況か。	A1 総合評価落札方式の簡易型Ⅲは通常予定価格5,000万円以上6,000万円未満の土木、下水道、水道工事を対象としているが、土木工事及び下水道工事で予定価格3,000万円未満のBランク対象の工事でも年間2本総合評価落札方式を行うこととしている。しかし、今回これに該当する工事が「公共下水道単独1号管渠工事(磐田工区)」しかなかったため、1件となった。
Q2 総合評価落札方式の対象は6,000万以上の土木、下水道、水道工事だと思うが、該当していても総合評価になっていないものがあるのはなぜか。 (ご意見) そういった理由があれば良い。総合評価落札方式をとることで落札しやすい業者・しにくい業者があるとすれば、基準があるにも関わらず外すという判断をするには理由が必要。恣意的に選択せず、機械的に基準に沿って行えるとよい。	A2 総合評価落札方式の中で評価する項目について、例えば1,000㎡の舗装工事を出す場合、1,000㎡以上の実績があるものは同種工事として加点2点、半分の500㎡以上の舗装工事をやっていれば、類似工事として加点1点といった形で評価している。今回の対象工事の中でも、金額は当てはまっても、同種工事・類似工事がなかったものは外している。また、緊急性が高い工事、特殊性のある工事でも対象から外している。
Q3 全件の中で、再度公告入札となったものが複数ある。災害の復旧等では不調により工事が遅れると問題があると思うが、予定価格が実勢価格の急激な高騰に追いつかないことが原因で入札が不調になるということはないか。	A3 予定価格が実勢価格に合わず低過ぎることが原因での不調は今のところ起きていないと考えている。積算の仕方も、最新の資材単価等を使っており、入札時点である程度適正な価格で予定価格を組んでいる。また発注後に物価の高騰が出てきたときにも契約変更で対応して、業者がそれによる不利益を被らないよう対策をしている。
Q4 物価高騰や人件費も高騰しているが、契約変更になることは多いのか。	A4 かなり多いが、どちらかというと価格が問題で変更というよりは、工事の内容で、工事現

	場で想定外のものが出てきたということで変更になることが多い。
--	--------------------------------

1. 豊田東小学校普通教室棟トイレ改修工事	
質問	回答
Q1 この工事が再度公告入札になった（不調になった）原因と対策は。	A1 この工事は、当初は工種ごとに建築工事と機械設備工事の二つに分けて分離発注をした。この機械設備工事は給排水衛生設備工事になるが、対象業者が磐田市内に少なく、かつ現在向陽学府小中一体校の大きな工事が動いているため、設備工事業者の技術者や作業員の手を取られており、他の工事に手が回らないという状況があった。そのため、1回目の入札では機械設備工事への参加者がなく不調になり、建築の方を一旦中止にした。2回目は、建築工事そのまま発注し、機械設備工事は、県西部に広げてもう一度入札を行ったが不調。建築の工事は中止とした。3回目は、建築工事一式の中に設備工事を包含させて発注し、ここで落札決定となった。
Q2 3回目でも1社しか参加しなかったのは何か理由があるか。	A2 はっきりした原因は把握していないが、学校の工事は比較的施工の制約が多く条件が厳しいということは一つあるかと思う。積算上、予定価格としては決して安い金額ではないと思っているが、施工条件が厳しいことを加味すると、予定価格が若干金額的に厳しいと敬遠された可能性はあると思う。
Q3 予定価格と契約金額が一致しているのはなぜか。	A3 予定価格を事前公表しているため。
Q4 1回目の入札で落札されていれば7月2日契約になっていたとのことだが、今回の審議対象の工事の中に小学校のトイレの改修工事が6個ある。6校同時に入札にかけられ、条件がいいものを落札されて、悪いものが残ったような印象を受けるが、そういう理解でよいのか。	A4 恐らくそういうことだろうと思っている。人手が足りないので、条件がいいところは落札決定していくし、少し条件が厳しいところは敬遠された結果このようになったと思われる。

Q5 人の問題が大きいと分析をされたが、既に大きい工事があることだけでなく、同種の工事を複数同じ時期に入札にかけるということ自体が、人が集まらない可能性を高めているのではないか。夏休みにやらざるを得ないので仕方がないとも思うが、こういった工事は今後も市内の学校を順々に行うものだと思うので、工夫して時期をずらすことを検討しないと同じ事が繰り返されるのではないか。 (ご意見) 時期を分散することによっても、応募者数が増え落札率も下がると思う。来年うまく札が入るとよい。	A5 ご指摘のとおり、今年度は小・中学校のトイレ改修工事が年間で10件あった。そのうち7件が小学校で3件が中学校だった。中学校については、受験を控えている子もいる関係で夏休みは外せないということで、中学校を先行して発注している。それを追いかけるようにして小学校を発注した結果、このような結果になってしまった。来年度も小中合わせて11校予定しているので、所管課である学校づくり整備課には、中学校が集中するのはやむを得ないとしても、小学校は発注時期を少しずらすように依頼をしている。学校は夏休みに行いたいのは分かるが、そうすると今回のように工事が集中してしまうので、夏休みを外しても施工ができるよう仮設計画の工夫をしたり、学校の理解を得られるように協議をしたりするよう、所管課にお願いしている。
Q6 この工事は、一般競争入札で最低制限価格を上回っているということで、予定価格イコール請負金額になっている。法的には問題ないと思うが、一般的に見た場合に、1社でも業者が競争入札したとなることについて指摘はないのか。	A6 我々の解釈としては、一般競争入札の場合は広く公募しているので、参加するかしないかの時点で競争が働いていると考える。競争に入れない業者はその時点で手が挙がらないということで、1社入札は認めるということにしている。一方指名競争入札の場合は、こちらから入札参加者を指名するので、その場合は最後にもし応札者が1者だった場合は、それは競争性が働いていないと判断し、中止としている。
Q7 このような工事の工期は1カ月くらいか。	A7 実工期(現場作業日数)はもう少しかかるため、夏休みだけでは終わらない。学校を運営している間に工事が入るとなると、例えば授業をやっている間は工事ができない、音が出る工事ができないなどとなるので、平日は夕方しか入れない、もしくは土日をお願いするなど協議の中でやっていくので、工期は長めにとっている。

Q8 1階～3階工事を行うので、同時に行うわけではなく、1階が終わると次に2階、と順番にやっていくようなイメージか。	A8 最初は1階、2階、3階と順番にやっていく計画だったが、最終的には同時に施工しないと間に合わないということで、仮設計画の中で仮設トイレを追加で入れた。使えないトイレが多く出るかわりに、仮設トイレを新たに設置して、児童はそちらを使ってもらうような形で計画を見直した。
--	--

2. 市営小島団地解体工事	
質問	回答
Q1 地域要件を県西部としているが、応札があった9事業所の中で市内の事業所は何社あったか。	A1 応札があった市内業者は1社。参加条件として、年間平均完工高が予定価格(税抜7,410万円)以上となっており、対象となった市内業者は4社。磐田市内の解体専門業者の登録が少ないため、地域要件としては最初から県西部を入れるような設定をしている。
Q2 今回の中で見るとかなり落札率が低いが、解体の場合は、最初は工事中に何か出てくるかもしれないというところで業者は高めに見積を出し、それをもとに市は予定価格を決定し、最終的に失格の基準価格ぎりぎりを出す業者が多くなるのが一般的なのか。	A2 予定価格を決めるのに、解体工事は公共の積算基準がないため見積に頼らざるを得ない。事前に解体業者3社から見積を取り、その中で1番安いところ、かつこれまでの我々の経験・実績を基に、少し見積価格を査定した形で予定価格を定めている。しかし業者としては、見積は不明確な、不確実な要素を見込んで、安全を見込んだ見積を出されるため、実際入札になると予定価格よりも大分低い価格で応札がある。
Q3 予定価格と落札額で2,000万円開きがある。予定価格をもう少し抑えることはできないのか。	A3 予定価格の決め方がどうしても見積に頼るため、結果としてはこういう形になりがち。ただし実際は、2,000万円全て予算が残るのではなく、解体工事の場合、途中でアスベストの含有が疑われる建材や埋設物が出てきた等があり、大概増額変更が出てきているので、予算目いっぱい発注してしまうと現場は厳しい。

3. 磐田南小学校特別教室棟トイレ改修工事	
質問	回答

Q1 再度公告入札 4 回の流れは。	A1 1 回目は 6 月 27 日に、工種ごとに建築工事と機械設備工事の二つに分けて分離発注をした。機械への参加者がなく不調になり、建築の方は 2 社参加があったが一旦中止にした。2 回目も、建築工事と機械設備工事と二本立てで、地域要件を「静岡県西部地域内に主たる営業所または営業所を有するものであること」とし、1 回目の入札で対象となった市内業者を外して県西部の業者を対象に発注したが参加者がなく不調。3 回目は設備工事を、建築工事に含めた 1 本の工事として発注をした。2 社手は挙げたものの 2 社とも辞退し、不調。4 回目は、仮設計画や工事の条件等を見直して、平日も工事をやりやすいように施工条件を変えて発注し、落札決定という経過。
Q2 夏休みに工事をすることを計画するとなると、入札時期が 6 月というのは遅いことはないか。入札を早くすると、業者が対応しやすくなるのでは。	A2 工事的に解体工事から入るので、スタートを夏休みの当初にしたいとなると、そのぎりぎりのところが、当初に発注した 6 月になる。
Q3 来年度の計画については、何の工事をやるかの情報は業者に伝えるような仕組みになっているのか。	A3 毎年発注計画をホームページで公表しており、今年度予定している工事の計画は出すようにしている。例年 5 月に出していたが、不調対策の一つとして、来年度は少し前倒しで 4 月当初に出すようにしたいと考えている。
Q4 なぜ最初は建築工事と機械設備工事とに分けて発注したのか。	A5 内規として、例えば設備の部分で 300 万円以上ある場合は分離発注することを定めている。平成 18 年くらいに決めた内規だが、市内業者の受注機会の創出を目的にしている。建築一式で出してしまうと、建築工事業者にしか仕事が行らないが、ある程度まとまった金額がある設備工事を分離発注することによって、市内業者の受注機会を増やそうという意図で、原則としては分離発注というふうにやっている。
Q5 このような工事でも資材の価格を、見積を通して現場に聞き、それを基に予定価格を決めることはできないのか。	A5 予定価格を決める方法として、管工事とか建築一式工事は公表の積算基準があるため、それに則った形で積算ができるので見積には頼っていない。しかし実際は、例えばトイレの改修

	工事の場合、便器の価格は衛生機器メーカーから見積を取り、実勢価格を積算の中に反映している。全てに積算基準があるわけではないので、その資材によって基準がないものについては、見積を採用して積算をしている。
--	--

4. 磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場照明 LED 化工事	
質問	回答
Q1 指定する機器をどれにするかというのは、どうやって決めているのか。	A1 設備設計の専門家に委託をして設計を依頼している。その中で、例えばどこのメーカーのどれにするかは、同等品がたくさんあるので、その設計業務の中で、同等のものの1番安価なものを機種として選んでいる。メーカー・型番が図面に書いてあるが、あくまで同等品以上のものであれば、メーカーを変えてもよいという形で発注している。
Q2 電気工事は、長年の落札の傾向で見るとばらつきがあることが多い。この工事は比較的落札率が高いが、単純な電気工事というより建築のような、登っての作業があるために業者が限られるようなことがあるのか。	A2 ご認識のとおり、今回のこの工事は電気設備だが特殊な部分もある。高所作業を伴うので一部は高所作業車を使って上に上がって行う部分があったり、柱の中のタラックを作業員が登って行って上のステージで照明灯の作業をしたりと、通常の建築の電気工事と比べると難易度・専門性が高いので、業者によって得意不得意があると思われる。また、照明器具の取扱いメーカーも少し影響があるのではと考える。普段取引のある材料屋が得意なメーカーによって、電気工事業者によっては、このメーカーの器具は少し安く仕入れられるなどということも影響しているのではないかと考えている。

5. 中遠広域粗大ごみ処理施設修繕（長寿命化・定期）工事	
質問	回答
Q1 この予定価格は、役所のほうで積み上げた数字か業者からの見積か。	A1 見積である。

Q2 事前見積で随意契約だと、金額をどのように抑えるのか。	A2 事前見積ではあるが、例えば労務費については、公共の労務単価を使っている。一部経費の計算も、公共の経費を使うなどして、事前に徴収した見積をそのまま予定価格にするのではなく、一部、発注者側として、査定している。
Q3 修繕が4億円もかかっているが、本工事費はいくらか。1回の随意契約の金額の上限はないのか。修繕を繰り返していく場合には競争はできず、随意契約でこの業者が永久的にやっていくことになるのか。	A3 本工事は、29億1,490万円。特命随意契約の金額の上限はない。全ての施設が必ずしも随意契約というわけではなく、他の業者でも物理的にはできるところもあると思うが、実際の今の設備をよく理解している業者でないとスムーズな施工ができない。また今回の工事は粗大ごみ処理施設ということで、実際に当初施工し、今も常にメンテナンスに入っている業者が行わないと、万が一不具合が出て運転が滞った場合、ごみ処理が滞り、市民生活に対して大きな影響が出るため競争は難しいだろうと考え、特命随意契約を行っている。
Q4 長寿命化の修繕というのは何年ごとに行うなど計画があるのか。	A4 この施設は1997年にできたが、20年経過した時点から長寿命化の計画を立て、5年計画で長寿命化の工事を実施してきた。コロナの影響もあり、できなかった年もあるが、平成30年度から毎年行っている。今行っている、令和6年度・7年度の2か年にわたる工事で一旦5年計画が終わる。
Q5 一般的に20年に1回くらいやるのが普通か。	A5 機械には寿命があるので、10年に1回ないし20年1回ぐらいは大きく手を入れる。
Q6 随意契約するにあたり決裁権限は金額に応じて決まっているのか。	Q6 5,000万円以上は市長決裁となっている。 また、予定価格1億5,000万円以上の工事は議決を必要としている。
Q7 中遠広域とのことだが、他の市も費用を負担しているのか。	A7 磐田市・袋井市・森町で負担している。

全体を通して

質問	回答
Q1 今回の審議対象（令和6年7月～12月分）は件数が183件、前期（令和6年1月～6月分）は100件だった。発注時期の平準化という意味で質問するが、年度が変わった後にどんどん発注して7月ぐらいの契約が増えて、後半は契約が少なくなっているという理解でよいか。	A1 年度当初4月、5月に発注するものが非常に多く、その半年後ぐらいにまた少し件数が出てくるようなサイクルになっている。ご指摘のとおり、国からも平準化ということを盛んに言われている。時期をずらして発注という話も出ていたが、この建築工事に限らず、年度当初に発注が集中しないように債務負担という形をとって、3月中に発注するという工事を年間30本程度行い、少しでも工事の稼働率が平準化する方策をとっている。